

## 浜松市病児・病後児保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童が病気又は病気回復期にあるため集団保育の困難な期間について、専用施設において一時的にその児童を預かる病児・病後児保育事業(以下「事業」という。)の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

### (事業の実施)

第2条 市長は、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (対象児童)

第3条 事業の対象児童は、市内に住所を有する保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、病気又は病気の回復期にあるものとする。

### (実施施設)

第4条 市長は、対象児童に対し適切な処遇が確保される施設(以下「実施施設」という。)においてこの事業を実施するものとする。

2 実施施設は、次に掲げるものとする。

#### (1) 病児・病後児保育室

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童を受け入れる施設

#### (2) 病後児保育室

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童を受け入れる施設

### (実施内容等)

第5条 実施施設は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に準拠して保育を行うものとし、施設基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 保育室の面積は、利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.00㎡以上とすること。

(2) 児童を静養又は隔離させるため、観察室又は安静室を設置すること。この場合において、その面積は、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上であること。

(3) 事業の実施に必要な調理室等を有すること。

(4) 専用の出入口を有すること。

- (5) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- (6) その他事業に必要な設備、備品を備えること。
- 2 実施施設は、児童の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、児童が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1人以上配置すること。
- 3 実施施設は、児童の利用の少ない日等において、保育所等に対して感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

(開設日等)

第6条 実施施設の開設日及び開設時間については、保育所に準じて実施施設が設定するものとする。

(実施方法)

第7条 実施施設は、事業の実施に当たって、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童を受け入れるに当たっては、児童の家庭医又は嘱託医師等により、当該児童を一時預かりの対象として差し支えない旨の確認を受けること。
  - (2) 受け入れた児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫し、医療機関との協力体制を確保すること。
  - (3) 他の児童への感染の防止に配慮すること。
  - (4) 常に保護者と密接な連絡を取り、児童の保育方法、健康状態、看護状態及び回復状態について理解と協力を得るよう努めること。
- 2 一時預かりの期間は、連続して7日を限度に、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、この限りではない。

(利用の方法)

第8条 事業を利用する児童は、事前に医師による診療を受けていなければならない。

- 2 事業を利用しようとする児童の保護者は、原則として利用希望日の前日までに実施施設に連絡をしなければならない。
- 3 事業を利用する児童の保護者(以下「利用保護者」という。)は、利用の開始に当たり次に掲げる書類を実施施設に提出しなければならない。

- (1) 病児・病後児保育室を利用するときは、児童の病状等が記載された医師連絡票(第1号様式)
  - (2) 病後児保育室を利用するときは、児童の病状等が記載された医師連絡票(第2号様式)
- (保護者負担)

第9条 利用保護者は、実費として児童1人あたり日額1,500円の利用料を負担するも

のとする。

- 2 市長は、対象者が属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する費用を免除することができる。
  - (1) 生活保護受給世帯であるとき。
  - (2) 利用する日の属する年度（利用する日が4月から8月までの間にあっては、前年度）の市町村民税非課税の世帯であるとき。（みなし寡婦（夫）控除適用により市町村民税が非課税となる場合を含む。）
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 3 前項の規定により費用の免除を受けようとする利用保護者は、費用の免除を受けようとする日の前日までに浜松市病児・病後児保育事業利用料免除申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、浜松市病児・病後児保育事業利用料免除承認（不承認）通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。（指導監督）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、実施施設から報告を求め、又は実施施設に立入調査をすることができる。

- 2 市長は、実施施設に対し必要な指導を行う。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

医師連絡票

年 月 日

（あて先）病児・病後児保育室

病院名

医師名

病児・病後児保育の利用にあたり、下記の点について連絡します。

お子さんの名前		
下記の病名・症状番号に 印をおつけください		
01 感冒・感冒様症候群	11 突発性発疹症	21 その他 ( )
02 咽頭炎	12 手足口病	<病名不明のとき>
03 扁桃腺炎	13 伝染性紅斑(りんご病)	22 発熱
04 気管支炎	14 流行性角結膜炎	23 下痢
05 喘息・喘息性気管支炎	15 流行性耳下腺炎	24 嘔吐
06 嘔吐下痢症	16 麻疹(はしか)	25 咳嗽
07 自家中毒症	17 水痘	26 喘鳴
08 中耳炎・外耳炎	18 百日咳	27 発疹
09 結膜炎	19 風疹	28 その他 ( )
10 膿痂疹(とびひ)	20 インフルエンザ(A・B) A・Bどちらか一方に 印をおつけください。	
病状 (印)	1 急性期(発熱等)      2 回復期(下熱・微熱等)	
安静度 印	1 ベッド上安静      2 隔離室で隔離 3 室内安静(ベッドでの生活が主、他児との静かな遊びは可) 4 室内保育(他児と室内で普通に遊んでよい)	
食事(昼食) 印	ミルク・牛乳のみ      ・離乳食(前期・中期・後期)      ・幼児食 下痢食      アレルギー食(除去内容      )	
処方内容	次回診察予定日 (      )日後	
備考		

第2号様式（第8条関係）

医師連絡票

年 月 日

（あて先）病後児保育室

病院名

医師名

病後児保育の利用にあたり、下記の点について連絡します。

お子さんの名前		
下記の病名・症状番号に 印をおつけください		
01 感冒・感冒様症候群	11 突発性発疹症	21 その他 ( )
02 咽頭炎	12 手足口病	<病名不明のとき>
03 扁桃腺炎	13 伝染性紅斑(りんご病)	22 発熱
04 気管支炎	14 流行性角結膜炎	23 下痢
05 喘息・喘息性気管支炎	15 流行性耳下腺炎	24 嘔吐
06 嘔吐下痢症	16 麻疹(はしか)	25 咳嗽
07 自家中毒症	17 水痘	26 喘鳴
08 中耳炎・外耳炎	18 百日咳	27 発疹
09 結膜炎	19 風疹	28 その他 ( )
10 膿痂疹(とびひ)	20 インフルエンザ(A・B) A・Bどちらか一方に 印をおつけください。	
病状 (印)	1 回復期 (14)から(20)の場合 感染の危険 (ある・ない) 感染の危険のある場合、病後児保育は利用できません。	
安静度 印	1 ベッド上安静 2 室内安静(ベッドでの生活が主、他児との静かな遊びは可) 3 室内保育(他児と室内で普通に遊んでよい)	
食事(昼食) 印	ミルク・牛乳のみ ・離乳食(前期・中期・後期) ・幼児食 下痢食 アレルギー食(除去内容 )	
処方内容	次回診察予定日 ( )日後	
備考		

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒 -

申請者 住 所

氏 名

浜松市病児・病後児保育事業利用料免除申請書

ふりがな ----- 児 童 氏 名	生 年 月 日	年 齢 (当該年度の4月1日の前日現在)
-----	年 月 日	歳
-----	年 月 日	歳
-----	年 月 日	歳

下記の事由により浜松市病児・病後児保育事業の 年度( 4月から8月末まで ・ 9月から3月末まで )の利用に係る費用の免除申請をします。

下記の該当する事由に○をつけてください。

- 1 生活保護受給世帯
- 2 利用する日の属する年度(利用する日が4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税の母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯

- 1 上記免除事由の1に該当する場合は、生活保護証明書の写しを提出していただきます。
- 2 上記免除事由の2に該当する場合は、市長が指定する住民税非課税証明書(写し可)を提出していただきます。(みなし寡婦(夫)控除適用により市町村民税が非課税となることが見込まれる場合は、施設の所在する区役所に提出書類をお問い合わせください。)
- 3 利用料免除は、当該申請書の提出のあった日の翌日以降から適用します。また、利用料免除は、「浜松市病児・病後児保育事業利用料免除承認通知書」の免除期間内において適用しますが、期間内に免除事由に該当しなくなった場合は免除しません。

第4号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市病児・病後児保育事業利用料免除承認(不承認)通知書

年 月 日付けにて申請のあった浜松市病児・病後児保育事業の 年度の費用の  
免除について、承認(不承認)します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	年 齢 (当該年度の4月1日の前日現在)
	年 月 日	歳
	年 月 日	歳
	年 月 日	歳
利用料免除番号	免除事由	
免除期間		
年 月 日 ~ 年 月 日		
不承認の理由		

備考

- 1 施設利用時にこの通知書を提示してください。
- 2 利用料免除は、免除期間内において適用しますが、期間内に免除事由に該当しなくなった場合は免除しません。